

## 事業事前評価表

<b>・対象事業名</b>
<p>           国名：イラク共和国            案件名：灌漑セクターローン            L/A 調印日：2008 年 1 月 25 日            承諾金額：9,514 百万円            借入人：イラク共和国政府（The Government of the Republic of Iraq）         </p>
<b>・本行が支援することの必要性・妥当性</b>
<p>           長年の経済制裁と紛争により、経済・社会に大きな打撃を受けたイラクは、戦後、国際社会の支援を得つつ、復興を進めている。         </p> <p>           同国政府は 2005 年～2007 年の国家開発戦略（2005 年 6 月）において、同国経済における農業の重要性と灌漑開発の必要性を理由に、灌漑インフラ復旧を重点支援対象に挙げている。         </p> <p>           経済制裁、紛争に加え、旱魃の影響等に伴う混乱のため、2001 年の穀物生産高は 1993 年の約半分（約 150 万トン）にまで低下しているが、2004 年の GDP 比 3 割を占める非石油経済のうち 1 割は農業セクターが占めている。これは、非石油経済ではサービス業に次ぐものであり、依然同国農業の重要性を示している。同セクターは、失業問題が深刻化している同国において、有望な将来雇用吸収先としても期待されている。また、国連石油食料交換計画（OFFP）終了（2003 年）後、食料自給率向上の必要性はますます高まっている。         </p> <p>           イラクの年間降雨量は、北部で約 600 mm、北部以外の地域で約 200 mm と少なく、多くの地域で灌漑農業が不可欠であるものの、灌漑可能地のうち、灌漑農業が実施されているのは 3 割に留まる。また、灌漑排水用資機材、灌漑用排水路の維持管理不足による灌漑機能低下が確認されており、係る状況を放置すれば、灌漑営農面積の一層の減少が懸念されるため、現状大幅に機能が低下している灌漑排水用資機材を供与すること等により、既存灌漑用排水路及び灌漑開発農地の再生を図る必要がある。         </p> <p>           わが国は、2003 年 10 月のマドリッドにおける支援国会合において、同国の緊急復興需要に対する 15 億ドルの無償支援に加えて、2005 年よりの中期的復興需要に対する 35 億ドルの円借款支援を表明した。また、本行の海外経済協力業務実施方針（2005 年 4 月）においても、地球規模問題・平和構築への支援を重点分野の一つとしており、紛争後なお社会が不安定な状況にある同国に対する支援は、同方針に合致する。         </p> <p>           よって、本行が支援することの必要性・妥当性は高い。         </p>
<b>・事業の目的等</b>
<p>           本事業は、イラク全土において、灌漑排水用資機材供与等を実施することにより、既存灌漑用排水路及び灌漑開発農地の再生を図り、もって同国灌漑農業の復興を通じた同国の経済・社会復興に寄与するものである。         </p>
<b>・事業の内容</b>
<p>           1. 対象地域名                イラク全土         </p> <p>           2. 事業概要                (1) 灌漑排水ポンプの供与・据付                (2) 灌漑用排水路の維持管理に係る資機材の供与                (3) コンサルティングサービス         </p> <p>           3. 総事業費                12,685 百万円（うち、円借款対象額：9,514 百万円）         </p>

#### 4. スケジュール

2008年5月～2012年6月を予定(50ヶ月)。資機材調達・据付およびコンサルティングサービス終了時をもって事業完成とする。

#### 5. 実施体制

(1) 借入人：イラク共和国政府 (The Government of the Republic of Iraq)

(2) 実施機関：水資源省 (MOWR：Ministry of Water Resources)

(3) 運営・維持管理体制：上記(2)に同じ

#### 6. 環境及び社会面の配慮

(1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

カテゴリ分類：FI

カテゴリ分類の根拠

本事業は、本行の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、かつそのようなサブプロジェクトが環境への影響をもつことが想定されるため、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(2002年4月制定)上、カテゴリFIに該当する。

その他・モニタリング

本事業は灌漑用資機材の供与を主としており、サブプロジェクトによる環境への重大な負の影響は予見されない。実施機関は、本体コンサルタントの支援を受けて、本行環境ガイドラインに従ってサブプロジェクトの環境社会配慮確認を行う。

(2) 貧困削減促進

特になし。

(3) 社会開発促進(ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等)

利水農民による維持管理等の促進等については、今後検討する。

#### 7. その他特記事項

JICA 第三国研修等とのシナジー効果が期待される。

#### ・事業効果

##### 1. 運用・効果指標

本事業においては、借款契約調印後に、事業効果を把握するための指標を可能な限り設定の上、対象地域を限定したベースライン調査を実施し、基準値及び目標値を設定する。

##### 2. 内部収益率(経済的・財務的内部収益率)

本事業においては、借款契約調印後に、可能な限り事業効果を把握するための内部収益率を計算する。

#### ・外部要因リスク

治安の悪化等。

#### ・過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

過去の類似案件の事後評価から、運用開始後の円滑な施設運営・維持管理が行われるためには、適正な運営・維持管理体制の確立が重要であるという教訓を得ている。本事業においては、運営・維持管理機関である水資源省に対するトレーニングを事業内容に含めること等により、運営・維持管理体制確立には引き続き十分留意することとしている。

## ・今後の評価計画

1. 今後の評価に用いる指標  
灌漑及び農地再生の改善等を示す指標
2. 今後の評価のタイミング  
事業完成 2 年後